

平成30年3月1日
第533号

今月の技術と経営

農政部農業経営課

目次

今月の農政情報

平成30年産以降の『新たな米の需給調整』	1
(農産園芸課 水田経営係)	

気象災害等を踏まえた農作業のポイント	3
(長谷部健一、市原知幸、尾関 健)	

1 野菜(施設) ～風害対策～	4
-----------------	---

2 果樹 ～凍霜害対策～	5
--------------	---

3 茶 ～凍霜害対策～	6
-------------	---

専門項目に関する情報	9
------------	---

「農福連携の推進について」	9
---------------	---

～農福連携推進東海ブロックシンポジウムに参加して～

(長谷部健一)

経営支援スキルの向上	11
------------	----

～普及指導員が成長する手段としての資格取得～

(渡邊知文)

今月の農政情報

平成30年産以降の『新たな米の需給調整』

平成25年12月に農林水産省・地域の活力創造本部で決定された「農林水産省・地域の活力創造プラン」を踏まえ、平成30年産米からは、国による都道府県別の米の生産数量目標及び自主的取組参考値の配分が廃止されます。

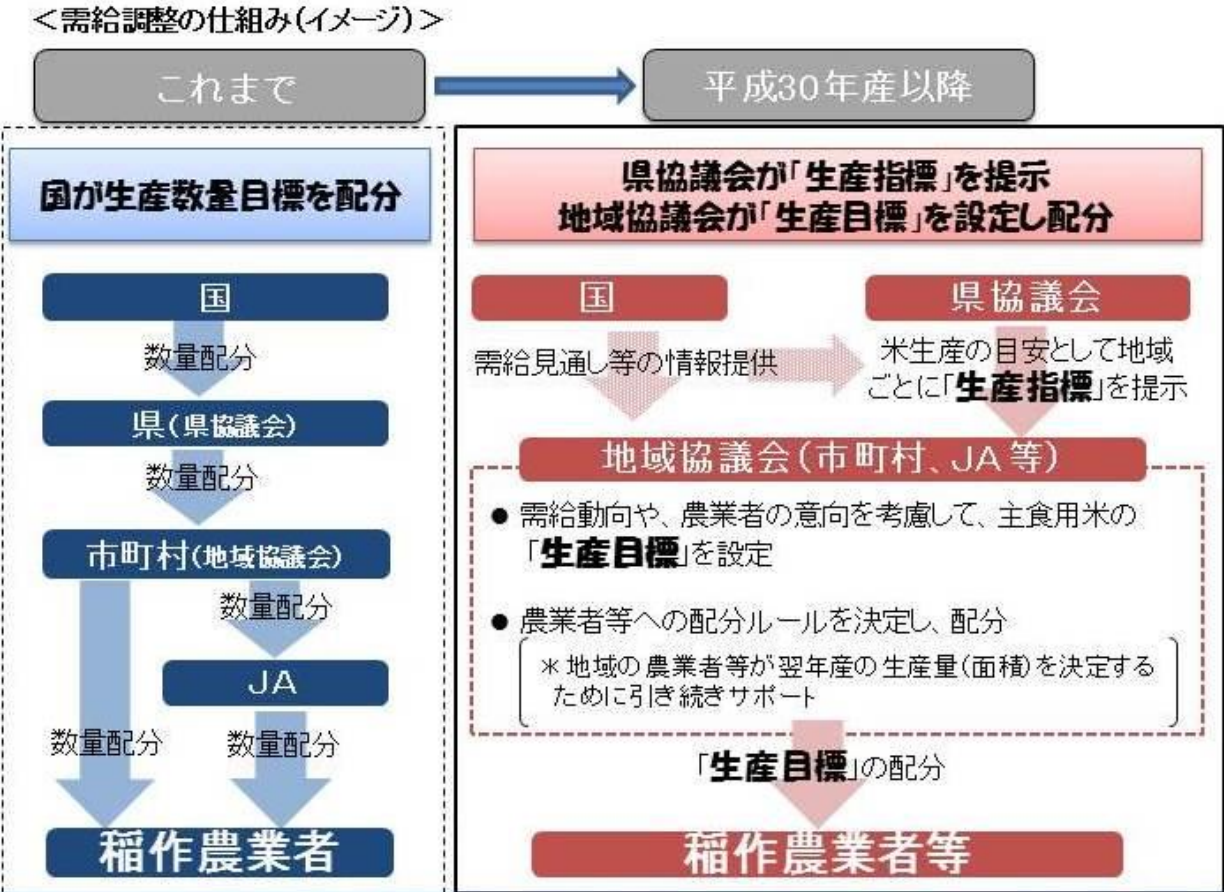
平成29年産では、飼料用米、麦、大豆等への作付転換が進み、全国では平成26年から3年連続した米の過剰作付けが解消され、岐阜県においても米の生産数量目標と比較して815ヘクタール下回る作付けとなりました。こうした状況から、米価は前年産よりも1俵当たり500円から1,000円程度高い状況で推移しています。

さらに、国による生産数量目標の配分廃止と同時に、生産調整の参加メリットであった米の直接支払交付金も平成30年度から廃止となるため、依然として稲作農業者には営農への先行き不安があります。

こうした中、多くの県で今後も産地主体の自主的な米の生産調整に取り組む動きがあり、本県においても米の需給と価格の安定のため、農業再生協議会が中心となった米の新たな需給調整の取り組みを始めました。

これまでの需給調整は、国から県に生産数量目標が配分され、県は市町村に対し県農業再生協議会（以下「県協議会」という）で承認されたルールに基づき生産数量目標を配分し、さらに、市町村やJA（認定方針作成者）から、地域農業再生協議会（以降、「地域協議会」という。）で設定されたルールに則して、農業者等へ配分を行ってきました。

平成30年産からは、生産数量目標に換わる生産量の目安として、県協議会が、国の需給見通しを参考に、各地域協議会に対し「生産指標」を提示します。各地域協議会は、この指標を参考に、需給動向や生産者の意向等を考慮した「生産目標」を設定し、配分ルールに則して農業者等に配分します。



平成30年産米の具体的な生産目標算定は以下の考え方とおりで、県協議会が県全体の平成30年産米の生産指標を29年産米の生産数量目標と同値として、各地域協議会に市町村別の生産指標を示しました。(例年よりも1か月早い平成29年11月に提供済み) また、各地域協議会は、この生産指標を基に昨年12月に平成30年産米の生産目標を設定しました。

<算定の考え方>

①、②、③の順で算定、集計した。

- ① 平成29年産米の算定にも使用された、平成27年産米の全国における岐阜県の生産数量目標のシェア(1.48162%)を、全国の生産量の目安735万トン(県協議会が推測)に乗じて県の生産指標を算出
- ② 市町村別の生産指標は、生産数量実績に応じた数量(直近2か年の平均値)を基本に「売れる米づくりの取組」に配慮し算定・配分(配分通知日:平成29年11月17日)
(売れる米づくりの取組(具体的な取組事項は以下の表を参照)は、県全体の生産指標の2%の範囲内の数量を反映)
- ③ 各地域協議会は、生産指標を基に、地域の農業者の意向等を考慮して「生産目標」を設定

米政策改革に対応した需要に応じた米生産推進要領に規定する「売れる米づくり」取組事項

- ・他の米とは明確に区分して生産・販売している米であること
- ・農産物検査を受け、販売を行っている米であること
- ・米トレサビリティ法に基づき産地情報の伝達を行っている米であること

以上を前提とした以下の取組(各取組の要件等は要領規定のとおり)

独自ブランド米、有機栽培米(有機JAS)、特別栽培米、減農薬・減化学肥料栽培米、GAP認証米、産直・契約出荷米、栽培管理・品質等限定米(良食味米生産)

各地域協議会が設定した平成30年産米の生産目標の集計値は、平成29年産並みの108,977トン(面積22,305ha)となっております。(平成29年12月7日公表)

なお、当該面積を本田地面積(29年度40,000ha)で除した割合は、55.7%となっております。

■岐阜県における平成30年産米の生産目標(集計値) (平成29年12月7日公表)

岐阜県 平成30年産米の生産目標及び、面積換算値 (各地域再生協の集計値)	108,977トン (22,305ha)	【参考】 H29年産 生産数量目標 108,899トン 面積換算値 22,315ha
---	-------------------------	--

人口減少や食生活の多様化などにより主食用米の需要減少となる中、岐阜県では、米の需給と価格の安定を図るためにこのような米の需給調整の継続が重要と考えており、今後も、稲作農業者が、主食用米の計画的な生産を行うことができるよう情報提供を行います。

さらに、土地利用型農業経営体の安定的な所得確保に向けて、国の経営所得安定対策と水田活用の直接支払交付金を活用しながら、麦、大豆、飼料用米、加工用米、加工・業務用野菜等との組合せにより、水田をフルに活用した経営の複合化を進めます。

<平成30年産に向けた水田農業の推進について>

- ① 主食用米の生産
農業再生協議会が主体となった米の需給調整の定着によって、計画的かつ、需要に応じた米づくりを推進。
- ② 転換作物の定着・拡大
麦・大豆・加工用米・飼料用米・野菜等の定着、拡大を着実に進め、稲作農業者の経営安定化。
- ③ 不作付地の解消
地域協議会と連携し、調整水田等の不作付地の解消に向けた対策の推進。
- ④ 経営の体質強化
生産性が向上する革新技術や機械の導入を支援。

気象災害等を踏まえた農作業のポイント

これまでの気象経過

◆ 1月下旬～2月中旬の概要 岐阜地方気象台速報

1月下旬は、冬型の気圧配置となり、曇りまたは晴れで山地を中心に雪となった日が多かった。

平均気温は、岐阜でかなり低く、高山は低くなり、降水量は、岐阜、高山とも平年並、日照時間は、岐阜で平年並み、高山は少なくなった。

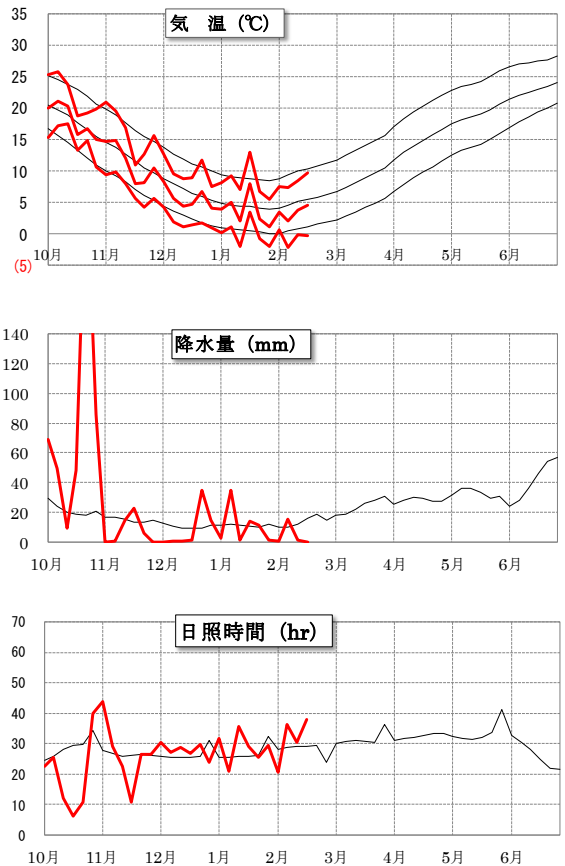
2月上旬は、初めと終わりは低気圧の影響により曇り、雪や雨となったところもあり、中ごろを中心に冬型の気圧配置となり、平地ではおおむね晴れたが、山地では雪となった。

平均気温は、岐阜、高山ともに低く、降水量は、岐阜で平年並、高山は少なく、日照時間は、岐阜、高山ともに平年並であった。

2月中旬は、はじめ冬型の気圧配置となり、山地を中心に雪となったが、中ごろから終わりは高気圧に覆われて晴れる日が多くなった。

平均気温は、岐阜、高山とも低く、降水量は、岐阜はかなり少なく、高山は少なく、日照時間は、岐阜はかなり多く、高山は平年並みとなった。

2017 冬作半旬気象図(岐阜市)



(平年：細線、本年：太線)

今後の気象予測

◆ 東海地方1か月予報 2月24日～3月23日までの天候見通し

名古屋地方気象台 2月22日発表

天気は数日の周期で変わるが、平年に比べ晴れの日が少なく、山間部では、平年に比べ曇りや雨または雪の日が多い。

向こう1か月の平均気温は、高い確率50%、降水量は、多い確率60%で、日照時間は、少ない確率60%である。

週別の気温は、1週目は平年並の確立50%で、2週目は高い確率50%で、3～4週目は平年並または高い確率ともに40%である。

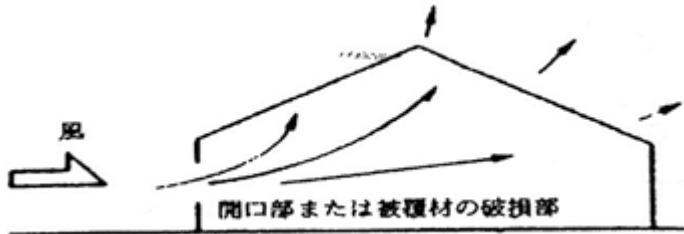
1週目は天気が短い周期で変わり、期間の終わりは低気圧や前線の影響で雨の降る日がある。2週目は、天気は数日の周期で変わるが、低気圧や前線の影響を受けやすく、平年に比べ、平野部では晴れの日が少なく、山間部では曇りや雨または雪の日が多い。3～4週目は、天気は数日の周期で変わるが、低気圧や前線の影響を受けやすく、平年に比べて平野部では晴れの日が少なく、山間部では曇りや雨または雪の日が多い。

1 野菜（施設） ～風害対策～

(1) 被害発生 の条件と様相

強い風は、秋の台風シーズンに襲来すると思われているが、実際には2～3月の被害も発生しているため、油断は出来ない。

風に対する注意は、被覆材の破損やはがれによって風を吹き込ませないこと、および破損箇所は速やかに補修することである。



口部の一部開放や被覆材の破損部から風が吹き込むと施設内の圧力が高くなり、被覆材の剥離や施設の浮き上がりの原因となる。

図1 風の巻き込みによる被覆材の破損、剥離の想定例

- ① 春先強い風が吹く気圧配置
 - a. 西高東低で低気圧が日本海を通過した後
 - b. 台湾付近で発生した低気圧が急速に北上した時
 - c. 4～5月に発達した低気圧が日本海に入って湿った南西の風が吹き、その後冷たい北西の風になった時
- ② 突風の方向、性質
 - a. 岐阜地方では北西、高山地方では北西か南西の風が多い。
 - b. 早朝の突風が強く、強弱の幅が大きい。
- ③ ハウスやトンネルの被害様相
 - a. 風上からの風圧と風下に吸引される力とが重なって、ハウスが倒壊する。
 - b. 風の強弱によってビニールの破損、抑え材のゆるみ、はずれ、基礎杭のゆるみ、抜けによるビニール飛散等が発生する。

(2) 事前対策

- ① 強風側に風を遮る森林等がない場合、施設周辺に防風網を設置するのが望ましい。
- ② 建具、特に天窗その他がおられるのを防止するため、ロックを完全に実施する。
- ③ 被覆フィルムがゆるんでいると、強風にあおられて被害が生じやすいので、取り付け金具の緊張、押さえ紐の固定、表面の補強等を再点検の上整備しておく。強風時における被覆材剥離防止法としては、換気扇のセットされているハウスは、窓、出入口を密閉したのち、換気扇を稼働させて、ハウスの内圧をマイナスにすると良い。
- ④ 強風により小石・木片等が飛来して、ガラス等を破損することを防止するため、施設の周囲を片付け、清掃しておく。シバ等を植生しておくことは、砂塵によるガラスやフィルムの傷の発生防止上も好ましい。
- ⑤ 施設導入及び更新に際しては、耐候性ハウスなどの導入を図り、施設構造の改善に努める。

表1 各種ハウスの設計用風圧力

ハウスの種類	パイプハウス	連棟ハウス	大型単棟ハウス
設計用風圧力	35kg/m ²	45kg/m ²	55kg/m ²

(注) 高さはパイプハウスは2.5m、連棟ハウスは3m、大型単棟ハウスは6mを基準とした。

(3) 事後対策

- ① 強風の去った直後は、被覆材や止め付けの緩み・破損・窓の開閉装置の異常、構造材のボルトナットの緩み等の有無を総点検し、必要があれば速やかに補修しておく。
- ② ハウスが倒壊した場合、速やかに整理し、トンネルで作物を保護する。
- ③ ビニールが破損、飛散した施設は速やかに修理し、殺菌剤を散布し回復を図る。
- ④ 傷んだ茎葉、果実は速やかに摘除し、草勢を回復させる。

2 果 樹 ～凍霜害対策～

3月に入り、各樹種において芽が動き出す。芽の生育が進むと耐凍性も低下してくるので、晩霜害に注意し対策を講じておく必要がある。今年は冬季の気温は低く推移しているが、多くの落葉果樹では2月以降の気温に影響されるため、今後の気象情報を見ながら細心の注意を払ってほしい。

※ 凍害：耐凍性を獲得後、この耐凍性以下に外気温が下がったときに発生する被害。

早霜害：晩秋の成長休止前の突然の寒さで生じる被害。10月～11月に発生。

晩霜害：春の成長開始後の突然の寒さで展開直後に生じる被害。3～5月に発生。

<凍霜害対策>

これから5月上旬までは、移動性高気圧に覆われ風が止むと、夕方から朝方にかけて放射冷却により晩霜が発生しやすい。凍霜害は植物体が耐凍性以下の低温に遭遇し、組織が凍結破裂した結果生じる。植物体の温度はほ場の気温より1℃程度低くなる場合があるので、対策を講じる場合は注意する。

各樹種における生育時期別耐凍性については、表1のとおり示されている。また、低温の継続時間にも影響することから一概には断定は困難となるが、目安として参考にしてほしい。

また、カキは2003年（早生品種で晩霜害の被害発生（農業共済より））、モモは2009年（晩霜害の被害が発生（農業共済より））、リンゴは2012年（晩霜害の被害発生（農業共済より））の最低気温と、表1に示した各樹種の耐凍性との関係をグラフ上に示した（図1～3）。耐凍性の限界を示す温度域まで気温が下がると発生している状況である。

表1 農作物の生育時期別耐凍性（農水省果樹試、1987）

樹種	発芽前	発芽期	展葉期	開花期	幼果期
リンゴ		-2.0～-0.2	-2.0～ 0	-1.8～-1.0	
カキ	-3.4～-0.9	-2.7～-0.8	-2.0～ 0		
モモ		-4.0～-3.0	-4.0～-0.1		-1.3～-1.0
ニホンナシ	-5.6～-1.5	-2.7～-0.8	-2.0～-0.2	-2.5～-0.4	
ブドウ	-2.8～-1.3	-3.1～-0.3		-2.8～-1.0	
キウイフルーツ		-3.1～-0.1	-3.0～-0.5	-1.1～-0.1	
ウメ			-2.0～-1.2		-3.6～-0.3

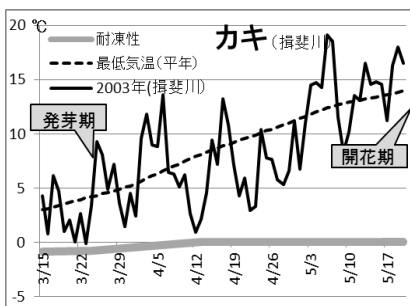


図1 カキの晩霜害発生年（2003年）の状況（アメダス揖斐川）

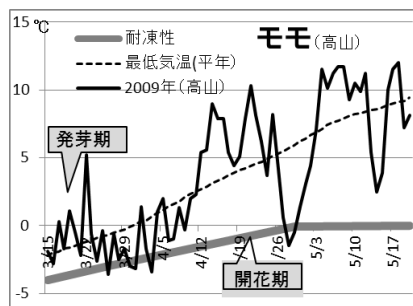


図2 モモの晩霜害発生年（2009年）の状況（アメダス高山）

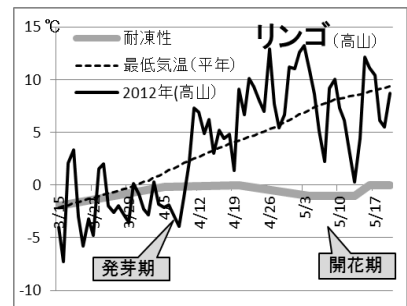


図3 リンゴの晩霜害発生年（2012年）の状況（アメダス高山）

(1) 事前の予防対策

- ① 冷気の流れをさえぎる位置に防風ネット等の遮蔽物があると、その風上側で被害がひどくなる。ネットを巻き上げたり、防風垣の下枝を払っておく(写真1)。
- ② 土壌が乾燥している場合には散水を行う。散水は日中の温度が高い時間帯に行い、地中へ蓄熱させる。
- ③ 草生栽培の場合は、短く刈りこみ、地温が地表面の気温に伝わりやすいようにする。また、敷き藁やマルチの敷設は、霜の心配がなくなる5月以降とする。
- ④ 直接的な防止対策としては、送風法・散水氷結法・燃焼法等を用い、ほ場内気温が霜害危険温度まで低下しないよう努める。なお防霜ファンやスプリンクラー等は事前に稼働点検を行っておく。
 - a. 送風法(防霜ファン)・・・上空の暖かい空気を下方に吹き降ろすことで空気を攪拌し、園地内の気温を高めることによる防霜を図る。
 - b. 散水氷結法・・・・・・・・・・凍霜害を受けるような気象下で散水すると、枝幹に付着した水滴は氷結する。この水が氷に変わる際に80cal/grの潜熱を放出するため、この熱量で細胞内の凍結を抑制し、0℃前後に保温する方法。
 - c. 燃焼法・・・・・・・・・・樹園地内で資材を燃焼させ、その熱を利用して被害を防ぐ方法で、資材としては固形燃料、灯油、重油、市販の防霜資材等がある。



写真1 防風ネットの巻き上げの様子



写真2 送風法(防霜ファン)



写真3 散水法(ナシ園)



写真4 燃焼法(カキ園)

(2) 万一被害にあった場合には

- ① 被害枝は慌てず被害程度を確認してから、枯死した部分はせん除する。不定芽が発生する場合もあるので、今後の樹形を考慮し作業を行う。
- ② 病害虫の発生に注意し、防除の徹底を図る。
- ③ 結実を安定させるため、人工受粉を徹底し、樹勢を考慮して着果量確保に努める。
- ④ 結実量が少なく強樹勢になるおそれがある樹では、可能な限り着果させる。副芽や不定芽などから発生した徒長枝は整理し、翌年の結果枝・結果母枝として利用可能な枝は誘引などを実施する。
- ⑤ 結実量が少ない樹では、枝は過繁茂になりやすいため、結実量の減少程度や樹勢に応じて施肥量を減らす。

3 茶 ～凍霜害対策～

3月中旬から5月初旬までの一番茶の新芽の萌芽から摘採までの時期に晩霜害が発生する。4月

の中～下旬でも氷点下になる日があり、晩霜害が発生する。特に発芽が早かった南向き及び東向き斜面の茶園は、被害が大きくなる。

晩霜害は、新芽が約 -2°C の温度で細胞が凍結し、それが解凍されるときに細胞壁が破壊されることにより枯死してしまう被害である。凍結した時期や程度により差があるが、摘採が近くなって晩霜害に遭うと、一番茶の収量は大幅に影響を受け、その年の生産に大きな打撃を受ける。



写真5 被害茶園の様子



写真6 新芽の被害

(1) 防霜対策

実用的な防霜法は、被覆法、送風法、散水氷結法がある。近年は送風法が普及している。しかし、現時点での防霜方法は、 -3°C 前後までしか期待できず、それ以下の低温になった場合の対策は困難である。それぞれの特徴は表のとおりである。

表2 防霜法の比較

防霜法		防霜効果	設置経費	作業障害	維持管理	防霜以外利用
被覆法	棚がけ	やや適	難	難	やや難	やや適
	トンネルがけ	やや難	やや難	やや難	難	難
送風法	防霜ファン	やや適～ やや難	やや難	やや適	やや適	難
散水氷結法	スプリンクラー	適	難	やや難	やや難	やや適

① 被覆法

被覆法には、棚がけ、トンネルがけなどがあり、棚がけは、茶株面から60～90cmの位置に棚を作って被覆物によって保温する保温効果は $1\sim 2^{\circ}\text{C}$ である。一方、トンネルがけは、茶株面から40cm以上離して、被覆物によって保温する。保温効果は $0.5\sim 1.0^{\circ}\text{C}$ である。

② 送風法(防霜ファン)

霜の降りるような風の弱い夜は、気温の逆転現象が起こり、地上6mぐらいの気温は茶株面付近の気温より $4\sim 5^{\circ}\text{C}$ 高くなる。

防霜ファンは、気温の逆転度が強いほど効果を発揮する。気温が非常に低い場合は効果が発揮できない可能性がある。その限界温度は -3°C である。その効果は、送風機の規模や気象条件、地形などによって異なるが、750wのものでは、支柱の前方14～16m、支柱の両側16～20mで比較的安定した効果がある。この範囲は、気象や地形条件が良ければさらに広がる。

表3 防霜ファン稼働の目安

	萌芽期前後	1～2葉期	3～5葉期
ON	3°C	4°C	5°C
OFF	5°C	6°C	7°C

※事前に防霜ファンの作動確認し、サーモスタットの調整を行うこと。

③ 散水氷結法(スプリンクラー)

気温が低下し、茶の芽が晩霜害を受けるようなときに散水すると、水が氷結するときに放出する潜熱により、茶の芽は0℃前後に保温され、被害の回避が可能である。

保温に必要な水量は、そのときの気温、湿度、風速によって異なるが、必要な水量は2.6～4.0mm/hr程度(10a当たり3～4t/hr)である。散水時間は過去の晩霜害から考えて6時間程度と思われるので、総水量は18～24t/10a程度を準備する必要がある。



写真7 散水法(散水の様子)

(2) 凍霜害に遭遇した場合

茶園全体を調査して被害時の生育ステージ、被害程度を確認し、その後の処置を決定する。

- ① 被害は芽の生育ステージによって異なり、萌芽期の被害は収穫にそれほど影響はなく、開葉期以降の被害は深刻である。
- ② 萌芽期であっても最低気温が著しい低温の場合、芯芽まで凍死することもあるので、最低気温が何度だったのかを記録しておく。
- ③ 萌芽期の被害では芽が不揃い(ムラ)になる等の現象があるので、摘採時期の決定に留意する必要がある。

(3) 晩霜害の処置と摘採

晩霜害にあってしまった場合、被害時点の芽の生育ステージによって次のように処置する。

- ① 萌芽期、一葉期の被害ではそのままにしておき、生育のムラを配慮しながら摘採時期を決定してそのまま一茶を摘採する。
- ② 二葉期以降の被害では、摘採前に整枝によって被害葉を除去し、遅れ芽として出た芽を収穫するという方法をとる(一茶半とも呼ぶ)。これは、二番茶以降の生育の乱れを整える意味をもつ作業である。
- ③ 部分的な被害の場合、摘採面にまだらに出た場合などは判断がとても難しい。良い部分を残して被害葉を先に刈り落とす方法。または、その逆に被害葉を残して、良い葉を先に摘採する方法の2つから摘採葉に混入しにくい処置を正しく選択する。

専門項目に関する情報

「農福連携の推進について」

～農福連携推進東海ブロックシンポジウムに参加して～

平成30年1月22日に愛知県名古屋市ウインクあいちで開催された「農福連携推進～東海ブロックシンポジウム～」に参加したので、その概要について紹介する。

シンポジウムは、基調講演、取組事例報告、意見交換が行われた。

まず、東海農政局長が、農福連携の推進は、農業の活性化、地域の活性化、障がい者の雇用の場の創出、障がい者の精神的な安定に等に大きな役割を果たしており、農林水産省、厚生労働省において予算化している。東海農政局では、平成25年から社会福祉協議会やNPOなどと連携し農福連携を進めており、今後も推進していくとのあいさつがあった。

1 基調講演

NPO法人HUB's 理事長 林正剛 氏

- ① 農業が抱える課題－高齢化、担い手不足、耕作放棄地拡大などについては、農福連携により解決できる部分がある。
- ② 農福連携とは、障がい者など福祉側が農作業をする、農作物をつくるなどが考えられるが、実は明確な定義がないのが現状である。
- ③ こういった状況下で、福祉側だけでなく、農家側にもメリットがあるスキームを作ることが必要である。福祉の農業へのかかわり方を就労を目的としたものに変えることが必要。
- ④ そのためには、福祉事業所職員が基本的な農業技術を習得し、職員・利用者（障がい者）とも農業の担い手、地域の担い手になっていくことが必要である。
- ⑤ さらに、周辺で生産される農産物を利用し、HACCPを取得した加工施設で6次産業化に取り組むことが地域の担い手ともなりうるとの提案があった。

2 取組事例報告（2事例）

(1) 社会福祉法人 無門福祉会 磯部竜太 氏

- ① 無門福祉会は豊田市に所在する社会福祉法人で、30年ほど前から農に取り組んできており、収益を確保できる事業展開のための検討を重ねている。
- ② 平成26年から自然栽培に取り組み、米を中心にニンジン、ジャガイモ、豆、葉物野菜の栽培に取り組んでおり、現在の栽培面積は4ha弱である。また、自然栽培を行うイチゴ農家とも連携し作業をしている。
- ③ 地元農業生産法人と連携し、農作業を提供し、報酬として農業技術の習得や収穫物を受け取り、それを加工販売している。この連携により、無門福祉会としては農業技術の向上や加工品開発ができるなどのメリットがある。また、地元農業生産法人としては生産量増大や職場の雰囲気よくなる、販路が拡大するなどのメリットがあった。
- ④ 農業を通じた地域との交流も生まれ、地元小学校で自然栽培の授業を障がい者が行うようになったり、トヨタ自動車ボランティアとともに近隣の農地の再生も行った。
- ⑤ 無門福祉会では、障がい者への農作業中の安全性を確保するには農薬を使用しない自然栽培が適していると考えている。また、自然栽培では多くの人がかかわることができるので、地域のこども、主婦、サラリーマン、高齢者などが耕作放棄地の解消に関わり地域福祉につながる可能性もあると考えている。自然栽培は今後も必要とされるものと考えている。

(2) JAめぐみの 中濃営農経済センター 武藤保 氏

- ① JAめぐみのは、関市に本店を置く5市2郡（8町村）を管轄とする農業協同組合であり、関市、美濃市を管轄とする中濃営農経済センター管内では、サトイモの栽培が盛んである。その出荷調整作業が手作業で手間がかかることが生産上の課題となっていた。
- ② 就労支援施設とJA、生産者組織の間に、農林事務所農業普及課が入って調整し、出荷調整作業を平成28年から就労支援施設に委託するようになった。農家からは、出荷調整作業に要する労力を他の作業に回せる、仕事内容が丁寧でサトイモがきれい、サトイモ栽培面積を増やしても良いとの高い評価がある。また、就労支援施設の利用者からは、感謝された、サトイモ生産者（地域）とつながりが持てる、作業が増えてうれしい、自分の自信にもつながっているなどいずれの側の評価も高かった。
- ③ 他の就労支援施設や生産者からも問い合わせもきている。また、出荷調整作業を受託した就労支援施設では、利用者を農家へ直接派遣している事例も出てきた。

3 意見交換

この場では、以下の意見などが出された。

- ① 福祉側が農業をビジネスとしてとらえたときに、単に効率化を求めるのではうまくいかないことがある。その点自然栽培という技術は農福連携にあっているように思う。
- ② 福祉側では、人手がほしいという農家に出会う機会がないので、出会いの場を設定してくれるよう関係機関にお願いしたい。
- ③ 福祉側ができること、農業側がやってほしいことのマッチングが重要だということが理解できた。などの、意見が出された。

今後も農福連携を推進していく上で、農業と福祉がウィンウィン（win-win）の関係を築いていくことが重要であると感じ、そのような関係になることは十分可能であると感じられたシンポジウムであった。

経営支援スキルの向上

～普及指導員が成長する手段としての資格取得～

1 はじめに

平成16年の農業改良助長法改正により従来の農業改良普及員と専門技術員が、新たに普及指導員として一元化されたことにより、普及指導員にはより高度な普及活動が求められている。特に、農業の担い手育成については喫緊の農政課題であり、現地の普及指導員の活動に期待するところが大きい。担い手が持続的な経営を行えるよう普及指導員には栽培技術はもとより経営支援の知識・技術が求められている。担い手となる農業経営体は、個別経営体や農業法人、集落営農法人、農外参入企業など多様であり、農業経営のマネジメントを必要とするあらゆる経営体が普及支援の対象であり、今後の高度な普及活動を展開するに当たり、普及指導員には経営支援に係る一層の資質向上が必要である。

2 普及指導員の経営支援のあるべき姿

これまでの経営支援は、既往年度の財務諸表から経営指標を算出し、分析することを通じて経営状況を数値として評価し、現状の問題点の指摘とその改善方法等の提案を主としてきた。しかし、本来の経営支援とは、過去の経営数値の分析にとどまらず、農業経営体の志向する「将来のあるべき姿」を普及指導員が共有し、環境変化に対応した近未来を予見し、そのビジネスプランの策定と実現のために支援することであると考えられる。これからの普及活動の経営支援は、経営環境の構造的変革に対応し、経営活動をどう展開していくかを課題としてとらえてビジネスモデルを提案し、課題解決のために農業経営者に寄り添い、経営目標の実現に向けて活動することが必要であり、普及指導員には、こうした支援のスキルが求められる。

農業経営者が経営診断に求めるものは、現状における経営課題または将来において発生が予想される経営課題の解決である。このような経営体の期待に応え、持続的な経営に導くには、農業経営者と普及指導員の間に課題解決に取り組む意識が共有されなければならない。つまり、農業経営者と普及指導員との間に、人格的な信頼関係が成立し、経営体が経営に係る普及指導員の提案を受け入れ、円滑に実施される状況を作り出すことも大切である。

3 普及指導員が経営支援において、身に着けるべき具体的なスキル

普及指導員は、農業経営者に対して単に農産物の生産技術指導活動を行うだけでなく、関係機関と連携して農業生産方式の合理化その他農業経営の改善又は農村生活の改善に関する科学的技術及び知識の普及支援を行うことが必要であり、その活動の分野も多岐にわたりつつある。このような社会的役割を普及指導員が果たしていくために必要な知識や能力を次の4つにまとめ整理した。

(1) 農業経営者との対話による経営に関する情報収集力

- ・ 傾聴力、話題に沿って協議する技術や話の内容を整理する能力
- ・ 相手の人的能力を発見し、モチベーションを高めさせる能力

(2) 経営診断提案書や報告書の作成能力

- ・ SWOT分析やBSC等の手法を活用した課題発見やビジネスプラン作成能力
- ・ マーケティング（売れる仕組み作り）の基礎知識
- ・ 労働安全や社会保障、税務、法人設立等の経営に関する法務の基礎知識
- ・ 事業分野である各種作物の基本的な栽培技術と技術動向
- ・ 経営診断に必要な基礎的な簿記知識と財務会計の分析能力
- ・ 社会経済の動向、経済政策や農業政策に関する知識

(3) 農業経営者の理解を得られる報告発表能力

- ・ 経営改善提案におけるプレゼンテーション能力

(4) 経営提案実行のための支援能力

- ・ 農業経営者のニーズに対応した各種関係機関、専門家をコーディネートする能力と業務支援能力

4 経営支援スキルを身につける方法

農業経営に関する知識を習得することは大切である。適切な知識があれば、農業経営者に適切な提案ができ、避けられるトラブルもある。しかし、すべてを知識でカバーできるかと言えば、そうではない。農政を取り巻く環境が変化すれば、適切な知識も変化する。知識を整理して活用できるスキルが大切である。それでは、農業経営者への経営支援スキルをどう身につけるべきか。

研修の受講はスキルを身につける一つの方法である。農業経営課が企画する経営研修や普及手法研修（産地戦略策定やコミュニケーションスキル向上等の研修）、国が企画する行政ニーズ対応研修などは、経営支援スキルを身につける方法として有効である。しかし、研修はあくまでも普及指導員が成長するための「きっかけ作り」の場であり、研修受講後に、自ら情報収集を行い、自ら学ぶ姿勢がなければ普及指導員として成長は期待できない。経営支援スキルを身につけるには自己研鑽が最も大切であり、普及指導員が成長する手段として資格試験に挑戦することをお勧めする。

5 自己研鑽の勧め（成長する手段としての中小企業診断士資格試験）

(1) 中小企業診断士という資格

中小企業診断士は、中小企業の経営課題に対応するための診断・助言を行う専門家である。法律上の国家資格として、「中小企業支援法」第11条に基づき、経済産業大臣が登録をおこなう。中小企業診断士制度は、中小企業者が適切な経営の診断及び経営に関する助言を受けるに当たり、経営の診断及び経営に関する助言を行う者の選定を容易にするため、経済産業大臣が一定のレベル以上の能力を持った者を登録するための制度である。

中小企業診断士試験の大きな特徴は、その出題の幅広さにあり、学習を通じて様々な領域の知識に触れることができる。

(2) 試験概要

試験は1次試験と2次試験の2段階選抜で行われる。

① 一次試験

- ・ 企業経営に関連する領域を7つの科目に分けて学習する。この一次試験により経営関連の知識を一通り身につけることが期待される。

【試験科目】

1. 経済・経済政策（マクロ経済額やミクロ経済学など）
2. 財務・会計（経営分析や利益シミュレーション、投資の評価や企業価値など）
3. 企業経営理論（企業の戦略や組織、マーケティングなど）
4. 運営管理（製造業や流通業の業務運営など）
5. 経営法務（企業経営に関連する会社法や知的財産関連の法律など）
6. 経営情報システム（IT関連）
7. 中小企業経営・中小企業政策中小企業白書や中小企業施策など）

② 二次試験科目

- ・ 一次試験に合格すると、次に2次試験が待ち構えている。この二次試験は、知識に加えて、分析力や論理的に説明するスキルが試される。2次試験は下記の4つの事例が出題される。

【試験科目】

1. 組織（人事を含む）を中心とした経営の戦略及び管理に関する事例
2. マーケティング・流通を中心とした経営の戦略及び管理に関する事例
3. 生産・技術を中心とした経営の戦略及び管理に関する事例
4. 財務・会計を中心とした経営の戦略及び管理に関する事例

- ・ 上記の4つの事例について基準点をクリアした人は、後に実施される口述試験を受験する資格が与えられ、口述試験に合格したためたく中小企業診断士試験合格者となる。

(3) 中小企業診断士の登録

中小企業診断士は、資格試験に合格しただけでは「私は中小企業診断士です！」と名乗ることはで

きず、経済産業大臣の「登録」が必要である。この登録をするためには、原則として15日間（5日間×3企業）の実習方式で実務補修を受ける必要がある。1 グループを受講者6名以内で編成し、指導員の指導のもと、実際に企業に対して経営診断・助言を行う。3 企業に対して、現場診断・調査、資料分析、診断報告書の作成、報告会を行い、この実務補修を終了した後、経済産業大臣の登録を受けて、初めて中小企業診断士となることができる。

普及指導員が経営支援スキルを身に着ける手段として、この資格試験にチャレンジする意義は大きいと考える。

6 資格試験が成長するための手段として適している理由

中小企業診断士資格試験は普及指導員が成長するための一つの手段であるので、最終的には個々が選択した資格試験を手段として活用すればよいと考える。資格試験は、試験日、出題領域、合格基準が決まっており、試験対策用の教材も入手できる。したがって、「いつまでに、何を、どれくらい、何をを使って勉強すればよいか」の目標設定が可能である。中小企業診断士試験は、少なくとも1年近くの学習が継続するため、計画的にスキルアップを図るという意味では効果が高いと考える。

また、資格試験の目標を「合格」ではなく「日々学習し成長すること」に置くことで、学習のモチベーションが維持できる。日々の学習で得た知識を普及活動に活かすことを通じて、普及指導員としてのスキル向上や成長を実感でき、さらなる継続した学習へのモチベーションが醸成されると考える。

7 最後に

生業として農業をおこなう農業経営者の支援を行う普及指導員は、使命と責任が大きくかかわっており、農業経営者に高いサービスを提供するためには、普及指導員自らのスキルを向上する必要があることは言うまでもない。農業経営者は日々成長するものであり、それを支援する普及指導員も日々成長する必要があることを意識して自己研鑽を図ってほしいと考える。

参考資料

- ・ 中小企業診断士実務補習テキスト、社団法人中小企業診断協会、2011